

中小企業高度人材確保助成金

創業、異業種への進出、新製品・新商品の開発、高付加価値化、販路の拡大等を目指して、当該販路の拡大等に必要高度な人材を雇い入れた場合に、雇い入れ後1年間の給与(1)の3分の1を支給(最大3人まで)する制度です。

- 1 雇い入れた方に実際に支給する給与ではなく、確定保険料を元にした事業所全体の平均給与に対して助成額が決められます。

主な支給要件

中小企業(2)であること。(cf)法人のみならず個人事業所も対象になります!

- 2 中小企業とは...資本金と従業員数に応じて業種ごとに以下の基準が設けられています。

業種	資本金及び常時使用する従業員数
小売業	5千万円以下 又は 50人以下
サービス業	5千万円以下 又は 100人以下
旅行業	5千万円以下 又は 200人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
その他の業種	3億円以下 又は 300人以下

新分野展開等(創業、異業種への進出、新製品・新商品の開発、高付加価値化、販路の拡大等)に関する改善計画の認定を受けること。

認定を受けた改善計画の期間内に、新分野展開等に必要高度な人材を雇い入れること。

高度な人材とは...?

この助成金を受給できるかどうかは、雇い入れる人材が『高度な人材』に該当するかに尽きるといっても過言ではありません。それでは高度な人材とはどういった人材を言うのでしょうか。

いずれかに該当	(1) 経営戦略の企画を担当できる者
	人事管理、経理、財務、営業・販売、商品開発、生産管理等の課長職または課長職相当以上の役職に3年以上従事していた者(企業規模問わず) 又は 経営戦略の企画を行うために、高度の管理責任を有する職務に、相応の待遇で受け入れられる者。具体的には、課長職または課長職相当以上の役職に年収420万円(賞与を除く。)の報酬で受け入れられる者
	(2) 製品・技術の開発を担当できる者
	科学技術系の大学教育課程を修了し、又はこれと同等以上の専門的知識を有し、かつ製品・技術開発、生産管理、技術指導の業務に3年以上従事していた者
	(3) 経営戦略の企画に必要な高度の専門的知識を有する者
	弁護士、弁理士、公認会計士、中小企業診断士、税理士、社会保険労務士のいずれかの資格を有する者

「課長職または課長職相当以上の役職」= 課長補佐、課長代理、班長、チーフ等の名称の如何に関わらず、その者の部下に2職階以上の従業員を有する立場の者

アドバイス

1. 『高度な人材』でありさえすれば、『中小企業雇用創出人材確保助成金』同様、職安紹介の要件や年齢要件等はありません。
2. 従来はこの助成金と姉妹関係にあった『中小企業雇用創出人材確保助成金』が広く活用されてきた経緯がありますが、法改正により同助成金の助成率が引き下げられたこと、高度人材~の要件が緩和されたことを受け、今後はこの助成金が主流となっていくかもしれません。